

地方創生の推進に関する提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

(1) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

(2) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。

(3) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。

また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。

(4) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。

(5) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. 地域における S o c i e t y 5.0 の実現

(1) A I 等の未来技術については、人口減少が進む地方においてこそ、農林水産業、教育、医療、交通などの様々な課題解決や地域の魅力向上に資するものであるため、これらを活用したイノベーションの社会実装に向けた

支援を充実すること。

- (2) 日本全国でSociety5.0が実現できるよう、5G・光ファイバ等のICTインフラ整備を推進するとともに、専門人材やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

3. 少子化対策、子ども・子育て支援の充実

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化の実施については、様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (4) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。
また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。
- (5) 子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

また、各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。

- (6) 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、国が検討している不育症・不妊治療に係る保険適用等について、都市自治体が円滑かつ適切に対応できるよう、具体的な制度内容や開始時期を速やかに示すこと。

4. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、リモートワークなど多様なデジタル化を進めることで、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住等を推し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。その際、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

- (2) 地方への新しいひとの流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充するとともに、地方移住希望者に対する就業支援や移住に伴う経済負担等の軽減などにより、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。また、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業について、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること。
- (4) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (5) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (6) 多くの若年層が就職をきっかけとして東京圏に転入していることから、都市と地方の賃金格差の解消を図ること。
- (7) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- (8) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。
- (9) サテライトオフィス等を整備・活用し、地方への企業進出を促進するた

め、地方創生テレワーク交付金の確保・充実を図ること。

5. 地域経済活性化

- (1) 「地域未来投資促進法」に即し、地域経済牽引事業を実施する事業者及び企業立地促進に向けた取組を行う都市自治体に対する支援の充実を図ること。
- (2) デジタル・トランスフォーメーションなど生産性向上に向けた取組や事業の転換を行う事業者に対する支援の充実を図ること。
- (3) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等が経営基盤強化のため行う設備投資等に係る財政支援を拡充すること。
- (4) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
- (5) 地域経済循環創造事業交付金について、財政措置の拡充を図ること。
- (6) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
- (7) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
- (8) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。
特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。
- (9) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (10) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (11) 新規就農者育成総合対策における経営開始時の資金支援については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を図るとともに、引き続き国の事業として全額国費にて実施すること。

- (12) 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。
- (13) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (14) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。
- (15) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
- また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (16) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成等、支援措置を拡充すること。
- (17) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
- また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。
- (18) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。
- (19) 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策等を推進するとともに、都市自治体や林業経営体の取組に対する支援を充実すること。
- また、経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。
- (20) 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
- また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。
- (21) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継

- 続的に実施するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。
- (22) 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。
 - (23) 地域運営組織が自主的に地域の課題解決のための様々な活動に取り組むことができるよう、十分な財政支援を行うとともに、法人制度のあり方についても検討すること。
 - (24) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
 - (25) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (26) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料W i - F i 等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (27) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
 - (28) クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁や感染症対策にも対応できるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
 - (29) 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
 - (30) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。

6. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要である

ことから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

- (2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

- (3) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (4) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (5) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (6) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

- (7) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運

営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (8) がん対策の一層の充実を図るため、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるとともに、受診率の向上策を強化すること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

- (9) 国民が等しく予防接種を受けることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

- (10) 孤独・孤立対策を効果的に推進するためには、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが必要であることから、縦割りを排して横断的に施策を実現する政策パッケージを早期に提示すること。

- (11) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、子どもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リワークワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

- (12) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にする伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

- (13) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長すること。

- (14) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の

規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

(15) 道の駅及び防災道の駅の整備・活用については、十分な財政措置等を講じること。

(16) J R 北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、J R 北海道等の安定的な経営に向けた支援を継続・拡充すること。

(17) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体に取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(18) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

(19) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与、所有者不明空き家に起因した事故の被害者の救済など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

(20) 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

特に、住宅・建築物耐震改修事業については、対象要件を緩和すること。

また、既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を令和 4 年度以降も継続すること。

(21) 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化、市街地再開発事業等の都市再生関連施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

(22) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。

- (23) 公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう、事業者・利用者の意識啓発も含めて、財政措置の拡充など十分な支援を講じること。
- (24) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系ＩＣカードの普及等を図ること。
- (25) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (26) ジェットfoilは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

7. 地方創生を実現する財源充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。
- (2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、都市自治体の計画策定等について、策定を義務付けず、「努力規定」や「できる規定」としていても財政支援等の要件としているなど、都市自治体としては計画を策定せざるを得ないケースも多く、都市自治体が進める主体的な取組を阻害していることから、計画策定等を規定する法令の見直しや、内容の重複や必要性の低下が見られる計画の統廃合などの見直しを進めること。

さらに、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自

治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

9. 定住自立圏及び連携中枢都市圏の対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

10. 地方公務員の給与は、地方が条例により自主的に決定するものであるが、地域手当については、地方公務員法の趣旨を踏まえ、国の支給基準を踏まえた支給割合としている。しかし、国の基準は、各地域の実情が必ずしも踏まえられていないため、地域手当のあり方について、地域の一体性も考慮した支給率となるよう、見直しを行うとともに、10年ごととされている見直し期間の短縮を図ること。
11. 会計年度任用職員制度について、適正な勤務条件の確保に必要な手当や給与などの財源を引き続き確実に確保すること。
12. 国の遊休施設を都市自治体が無償で利用できるようにすること。
13. 財産区議会議員の選挙について、なり手の不足等、地域の課題が加速することのないよう取り組むこと。
14. 指定金融機関の指定のあり方について、公金を取り扱う環境の変化や地域の実情を踏まえ検討すること。

行政のデジタル化に関する提言

行政のデジタル化を実現するため、国は、次の事項について適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. 5Gの全国展開などSociety 5.0の実現に向けて、光ファイバ網については、重要な社会インフラであることから、未整備地域の整備が促進されるよう、新たな支援措置を講じること。

また、情報通信格差是正のために整備した情報通信基盤については、維持管理や更新に対して財政措置を講じること。

2. 地上デジタルテレビ放送移行により必要となった辺地共聴施設等については、維持管理や更新等に対して十分な財政措置を講じること。

3. 都市自治体が運営するケーブルテレビ局の経営の安定を図るため、支援措置等を講じること。

4. 都市自治体におけるテレワークについては、現在、実証実験が行われている自治体テレワークシステムの本格運用を早期に実現すること。

また、自治体におけるテレワーク環境の整備について、必要な財政支援を行うこと。

5. 行政手続のオンライン化について

(1) 使用料や手数料の納付を伴う行政手続きについて、二次元バーコードや電子マネーなどのキャッシュレス決済機能を実装し、申請から支払いまで一元的に対応できるシステムを整備すること。

(2) 行政手続のオンライン化を推進するため、対面での申請が義務付けられている行政手続きの規制緩和等、自治体の窓口対応の効率化や省力化に資するよう関係制度の改善を図ること。

また、都市自治体に対し適切な技術的指導、財政支援等を行うこと。

6. LGWANの利便性向上のため、必要となる帯域の確保とともに利用しやすい接続料金とすること。

安全対策の充実強化等に関する提言

市民生活の安全対策の充実・強化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北朝鮮による問題の早期解決について、拉致被害者全員の一刻も早い帰国と、特定失踪者をはじめ行方不明となっている方々の問題が早期に全面解決するよう、政府を挙げて最大限の努力を行うこと。また、拉致問題への国民の関心が風化することのないよう、国民への積極的な啓発活動に取り組むこと。
2. 自衛隊は国土の防衛はもとより、災害派遣による安全・安心の確保に重要な役割を担うとともに、地域経済や地域社会、まちづくりに大きな影響を与えていることから、一層の機能増強等を図ること。
3. 有事における危機管理体制について、地方公共団体及び関係機関が取るべき具体的対応を明確化すること。
4. 防衛施設周辺的生活環境の整備等について、地域の実情に応じ、補助対象を拡充する等、支援制度の充実を図ること。
5. 米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、更に強力な対応を行うとともに、騒音被害等が解消されるよう必要な措置を講じること。

また、騒音被害等が解消されるまでの間についても、騒音測定器の客観的数値による騒音の状況などを踏まえ、騒音や安全性に対する住民の不安を軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

さらに、オスプレイの安全性について、国が責任を持って住民に説明するとともに、飛行訓練については、関係する自治体に十分な説明を行い、その自治体の意向を十分に尊重すること。

6. 市民生活の安全・安心を確保するため、防犯カメラの設置について財政支援措置の拡充を図ること。
7. 犯罪被害者等給付金を早期に支給できるよう運用の改善を図ること。
8. 自転車と歩行者との事故・トラブル等の増加に対応するため、自転車利用者に対する道路交通法に基づく指導、取締りを強化すること。
9. 安心・安全に海水浴場が運営できるよう、体制整備や環境づくりのための支援を講じること。
10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう支援を強化すること。

過疎対策等の推進に関する提言

令和3年4月1日に施行された「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」のもと、過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進により、過疎地域の振興・持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。
2. 過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。

住民基本台帳及び戸籍制度等の改善等に関する提言

住民基本台帳及び戸籍制度等の適切な運用のため、戸籍謄本及び住民票の写し等の不正請求について、一層の罰則強化等を行うなど、更なる防止策を講じること。

また、都市自治体が行う個人情報保護が必要となる事務についても、適切な運用が行えるよう、必要な措置を講じること。

人権擁護の推進等に関する提言

人権擁護の推進を図り、住民の基本的人権を護るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人権尊重の理念を啓発し、あらゆる差別や虐待などの人権侵害を防止するとともに、差別等による人権侵害を把握し、被害者を救済するため、実効性ある人権擁護・人権救済制度を早期に確立し、制度の積極的な周知を図ること。
2. 人権問題に関する国民の正しい理解と認識を深めるため、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、人権意識の高揚に向けた人権教育及び啓発の一層の推進を図ること。
3. 人権啓発活動地方委託事業の予算を拡充するとともに、部落差別やLGBTQ、インターネット上における人権侵害などに対応するため、様々な人権啓発活動の取組に必要な経費について地方財政措置を拡充すること。
4. インターネット上における人権侵害を防止するため、より実効性のある制度を確立すること。
また、事業者が行うマンション開発の候補地調査等においては、人権に配慮したものとなるよう適切な措置を講じること。
5. 人権擁護委員や保護司会活動の活性化に向け、研修の充実や予算の確保のほか、これら活動への理解が促進されるよう積極的な周知を図るなど、必要な措置を講じること。

北方領土の早期返還、竹島に関する 啓発活動等の推進に関する提言

北方領土の早期返還及び竹島に関する啓発活動等の推進のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 北方領土の早期返還について

- (1) 一日も早い北方領土問題の解決と平和条約締結に向け、国内外世論の喚起に努めつつ、強力な外交交渉を行うなど、引き続き最大限の努力をすること。
- (2) 北方領土問題に係る啓発活動を強化するとともに、返還要求運動を次の世代に引き継いでいくため、青少年教育と後継者育成に努めること。
- (3) 「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」及び「北方領土問題等の解決の促進を図るための基本方針」に基づく施策の予算化や事業の実施を推進すること。
- (4) 早期返還に向けた戦略的環境づくりのため、北方四島交流事業をはじめ、北方墓参、自由訪問などの着実な推進と、日本の法的立場を害さない形で北方四島における共同経済活動の実現に向けた協議を早急に進めること。
- (5) 北方領土周辺海域における安全操業の円滑な実施について万全を期すこと。

2. 竹島に関する啓発活動等の推進について

竹島問題に関して毅然とした対応を取るとともに、竹島等の国境離島が果たしている役割などについて、国民への啓発活動を行うこと。

地籍調査及び統計調査等の推進等に関する提言

地籍調査及び統計調査等について、計画的・効率的な事業の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地籍調査事業を安定的、計画的に実施するため、必要な財源の確保及び財政措置の拡充を図ること。

2. 各種統計調査については、調査を円滑に実施するため、受託事務に支障が生じることのないよう、必要な財政措置を講じること。

また、現在行われている各種統計調査については、調査項目の精査やA Iの活用などにより調査事務を省力化し、調査員の確保や活動環境の整備等を図るとともに、公表の仕方についても見直しを図ること。

都市税源の充実強化等に関する提言

都市の自主財源の根幹である都市税源を充実させるため、国は、次の事項の早期実現のための適切な措置を講じられたい。

1. 真の分権型社会の確立に向けた地方税体系の構築

- (1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、まずは、税源移譲による国・地方の税源配分「5 : 5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。
- (2) 都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- (3) 国または都道府県から都市自治体への権限移譲に当たっては、税源移譲等による適切かつ確実な税財政措置を講じること。
- (4) 地方に影響を及ぼす税制改正の検討に当たっては、「国と地方の協議の場」等を通じ、地方の意見を十分反映すること。

2. 地方法人課税の安定的な確保

法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっていることから、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

3. 固定資産税の安定的確保等

- (1) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税であるため、引き続きその安定的確保を図ることとし、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

特に、令和3年度における土地に係る税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、令和3年度限りとするとともに、令和4年度以降は、負担の均衡化に向けた既定の負担調整措置を確実に行うこと。

また、新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策や、生産性革命の

実現などの政策的な措置については、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (2) 多岐にわたる非課税及び課税標準等の特例措置については、政策効果等を十分検証し、税負担の公平性や固定資産税の充実確保を図る観点から、廃止・縮減も含めて見直すこと。
- (3) 商業地等に係る負担調整の据置措置等については、近年の地価の動向等社会経済情勢の変化を踏まえ、負担の公平化等を図る観点から見直すこと。
- (4) 国有資産等所在市町村交付金については、固定資産税の代替的性格を有するものであることから、固定資産税相当分を適正に算定すること。特に、建物、工作物等の算定に当たっては、耐用年数等一定期間経過後も固定資産税と同様の最低限度価格相当額を維持すること。
- (5) 基地交付金・調整交付金については、固定資産税等の代替的性格を有するものであることから、一般行政施策と同列視することなく、これまでの経緯を踏まえ予算額を増額確保するとともに、対象資産を拡充すること。

4. 軽自動車税等の確保

軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

5. ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

ゴルフ場利用税については、税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付され、ゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっており、ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を堅持すること。

6. 収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業における法人事業税の収入金額課税は、受益に応じた負担を求める課税方式として定着し、法人においても多大な行政サービスの提

供を受けている。行政サービスの質や量に対するニーズが高まる中、収入金額課税の見直しにより法人事業税が減少することになれば、市町村に交付される法人事業税交付金の減収を通じて財政運営や行政サービスの提供に多大な支障を来たすことになるため、同制度を堅持すること。

7. 航空機燃料譲与税の確保

航空機燃料譲与税については、空港関係市町村における航空機騒音対策事業、周辺整備事業等に要する貴重な財源となっている。令和4年3月末までの暫定措置・特例措置の期限後の対応に当たっては、市町村に減収が生じることのないよう、航空機燃料譲与税の所要額を確保すること。

8. 森林環境税及び森林環境譲与税の周知等

令和6年度からの森林環境税は市区町村が個人住民税均等割の枠組みを用いて賦課徴収を行うことから、非課税や免除の要件などの政令の制定に当たっては、課税実務が円滑に進むよう十分留意するとともに、システム改修等に要する経費については、十分な財政措置を講じること。

また、森林環境税は国税であるため、国においては、森林が果たしている公益的機能について、国民の理解が進むよう広く周知・広報を行うこと。

さらに、森林環境譲与税の譲与基準については、各市区町村の活用状況などを踏まえ、必要な検討を行うこと。

9. 国際観光旅客税収の地方への配分

国際観光旅客税については、これまでも地方団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、国際観光旅客税の税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方団体に配分するよう検討すること。

10. 地方税における税負担軽減措置等の整理合理化

地方税における税負担軽減措置等においては、税負担の公平確保の見地から、より一層の整理合理化を図ること。

また、地方税収に影響を及ぼす国税における租税特別措置についても見直しを行うこと。

11. ふるさと納税制度の改善

ふるさと納税については、寄附者がワンストップ特例制度を利用して申請された場合であっても、確定申告による申請と同様、所得税控除相当額を個人住民税から控除するのではなく国税で対応するなど、制度の改善を図ること。

12. 大都市等の事務配分の特例に対応した税制の充実強化

大都市等は、事務配分の特例により都道府県から移譲されている事務・権限を担っているが、移譲された事務に必要な財源について、税制上の措置が不十分であることから、真の分権型社会の確立のためにも、都道府県税からの税源移譲により、事務配分に見合った税制上の措置を講じること。

13. 課税・徴収体制等の改善

- (1) 法人住民税の中間納付制度による還付加算金については、還付加算金特例基準割合が未だに高い割合となっているため、金融情勢を踏まえた率に見直すこと。
- (2) 都市自治体において外国人労働者への課税及び徴収が適切に行うことができるよう、制度的枠組みを構築すること。

14. 地方税務手続のデジタル化・効率化

- (1) 地方税務手続のデジタル化については、すべての都市自治体が円滑に推進できるよう、システム構築や安全性の向上等に必要な支援や十分な財政措置を講じること。
また、地方税共通納税システムを利用した納付手続の利用推進を行うことや、課税対象となる給付金の受給者情報などについては、マイナンバー制度を通じ情報が把握できるなど、課税客体の補足ができるよう制度を構築するなど、税務手続のデジタル化の更なる推進を図ること。
- (2) 基幹税務システムの標準化については、税務事務の負担軽減・効率化を図るうえで重要であることから、都市自治体において万全の準備ができるよう、十分な財政措置を講じること。
また、その移行についても都市自治体のシステム更改時期などが異なることから、その意見を踏まえて進めること。

15. 地方税法の改正時期等

地方自治の根幹である税条例の改正について地方議会での議論の時間や住民への周知期間が十分確保されるよう、地方税法等の改正の時期について配慮すること。

また、その改正内容について、都市自治体に対して詳細な情報提供を行うこと。

安定的な地方財政運営の確保等に関する提言

安定的な地方財政運営に資するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

また、地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであること。

さらに、地方の行財政改革により生み出された財源は地方の改革意欲を損ねることのないよう、必ず地方に還元すること。

2. 都市自治体は、安定した財政運営と事業の円滑な推進のため、予見可能性の向上が必要であり、国は、地方財政の展望を早期に提示すること。

3. 新たな制度の創設や見直しに当たっては、都市自治体の意見を反映させるため、事前に国と地方の協議の場等で十分協議を行うとともに、必要な財源を確実に確保すること。

また、地方に事務手続き上の過大な負担が生じることのないようにすること。

4. 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

地方交付税の総額の確保に関する提言

地方交付税は地方の固有・共有の財源であり、地方自治体の財政需要に対応した交付税総額が確保されなければならない。

よって、国は、安定的な地方財政運営が図られるよう、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、住民生活や経済活動に甚大な影響が生じるなど、地方税財政を取り巻く環境は、厳しい状況となっていることから、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、デジタル化の推進、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

2. 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

4. 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

地方債等の充実・改善に関する提言

地方債等の充実・改善を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 生活関連社会資本等の整備を推進するため、所要の地方債総額を確保するとともに、長期・低利の良質な公的資金の安定的確保を図ること。
2. 起債充当率の引上げ、償還年限の延長等貸付条件の改善を図るとともに、元利償還金に対する財政措置の充実を図ること。
3. 公債費負担の軽減を図るため、公的資金補償金免除繰上償還について、不交付団体を含むすべての団体を対象とし、資金区分、年利等の対象要件を緩和したうえで、措置を再度実施すること。
4. 都市自治体の資金繰りに支障が生じないように、引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。
5. 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、国としても、更なる公共施設マネジメントの促進を図る観点から、各都市自治体の本計画の見直しを支援するとともに、都市自治体が計画的に公共施設等の適正管理に取り組めるよう、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長するなど十分な財政措置を講じること。
6. 新型コロナウイルス感染症により、住民生活や地域経済は未だ甚大な影響を受けており、その対策には国と地方が協力して対処していく必要があることから、臨時財政対策債の資金については、財政融資資金などの公的資金により確保すること。

地方創生の実現に向けた財源の充実に関する提言

地方創生の実現に向けた取組を推進するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

2. 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

3. 新型コロナウイルス感染症から住民の命と健康を守り、疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において、新たな対策やきめ細やかな行政サービスを実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

国庫補助負担金改革の推進に関する提言

国庫補助負担金改革に当たっては、真の地方分権を実現していくために、地方の自由度を高め、自立した行政運営ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 国庫補助負担金については、地方分権の理念に沿って、国と地方の役割分担を明確化したうえで、真に国が責任をもって負担すべき分野を除き廃止し、税源移譲を行うこと。

また、地方の自由度の拡大につながらない補助率の引下げや補助対象の縮減等地方への一方的な負担転嫁は断じて行わないこと。

なお、制度の見直しに当たっては、地方の意見を十分に反映させること。

2. 都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

また、財政力指数による補助率の差異を解消すること。

3. 人口減少社会を踏まえた公共施設の集約化や転用による有効活用をスムーズに進めることができるよう、国庫補助負担金を受けて整備された公共施設の廃止・解体、目的外転用などの処分について、地域の実情に応じた対応が可能となるよう一層の弾力化を図ること。

介護保険制度に関する提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

(1) 低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

(2) 認知症対応型共同生活介護について、在宅での生活が困難な低所得の認知症高齢者の入居事例が増加していることから、低所得者の居住費・食費に対する負担軽減措置を講じること。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。
- (3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。
 - 1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。
 - 2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大していることから、国の責任において確実な軽減措置を講じること。
 - 3) 介護用品支援事業について、継続して地域支援事業の対象とすること。

5. 制度改正について

- (1) 制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 在宅介護サービスを目的とした高齢者向け集合住宅について、その所在自治体の負担が増大しないよう、住所地特例を適用すること。

6. 介護サービスの基盤整備等について

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (2) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。
また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。
- (3) 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、弾力的な活用を図ること。
- (4) 小規模多機能型居宅介護の普及・促進を図るため、所要の措置を講じること。

7. 保険料の徴収について

- (1) 第1号保険料について、世帯概念を用いた賦課方法や保険料算定の在り方を含め、より公平な設定となるよう見直しを行うこと。
- (2) 保険料特別徴収について、老齢厚生年金を対象として追加すること。

8. 介護報酬等について

- (1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。
- (2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。
- (3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。

9. 要介護認定について

要介護認定に係る事務の効率化・標準化を図るため、都市自治体の事務負担の軽減策や財政措置等を講じるとともに、認定調査が適切に実施されるよう、必要な対策を講じること。

10. 新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効ある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- (4) 介護保険施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、病床ひっ迫のため、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、入所者の費用負担を全額公費負担とすること。

国民健康保険制度等に関する提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

- (1) 将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。
- (2) 今後の制度の見直しにおいても、保険者と引き続き十分協議し、その意見を反映するとともに、以下の点について留意すること。
 - 1) 保険者の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
 - 2) 被保険者の保険料（税）負担が急激に増えることのないよう、所要額に即した十分な財政措置を講じること。
 - 3) 被保険者や現場に混乱を招かないよう、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。
- (3) 生活保護受給者の国保等への加入については、社会保障制度の根幹を揺るがし、国保等の制度の破綻を招くものであることから、見直しを行わないこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する保険者に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。
- (2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げ等、国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

- (3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべて廃止すること。
- (4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。
- (5) 普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であることから、見直しは行わないこと。
- (6) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。
- (7) 高額な医療費について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、必要な財政措置を確実に講じること。
- (8) 市町村事務処理標準システム等について、制度の改正等により発生する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (9) 国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないように、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (10) 国保関係のシステムのクラウド利用を促進するため、個人情報保護が担保されることを前提に、国が積極的に支援策を講じること。
- (11) 国民健康保険制度の安定的な運営に向け、医療保険財政への影響を考慮した適正な薬価の設定等の対策を講じること。
- (12) 医療費適正化のため、ジェネリック医薬品の使用促進を図るとともに、数量シェア目標値の達成に向けて関係機関への協力依頼を行う等、必要な措置を講じること。
- (13) 特定健康診査・特定保健指導について
 - 1) 特定健康診査・特定保健指導の事業実施に係る費用負担について、国は適正な負担金交付を行うこと。
 - 2) 特定健康診査・特定保健指導の充実を図るため、検査項目や基準単価について、実態に即した見直しを行うこと。

また、保険者が地域の実態に合わせて追加している検査項目を国庫補助の対象とすること。

(14) 支障なく予算編成を行えるよう、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数の提示時期を早めること。

(15) 保険料（税）の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

(16) 都道府県が示す標準保険料率の設定において、各市町村の被保険者数や所得の推計値が実際の数値と大きく乖離している等、市町村の責めに帰することができない事由により財源不足が生じた場合について、適切な財政措置を講じること。

(17) 外国人の資格の管理、海外療養費、海外出産に伴う出産育児一時金の支給等の国外において発生した事由に基づく保険給付事業について、適正に執行できるよう、制度や運用の改善に向けて必要な措置を講じること。

また、外国人の国保制度への理解と保険料（税）納付率の向上を図るため、実効ある措置を講じること。

(18) 低所得者に対する負担軽減策として、災害、休業等の場合、当該年度の見込所得による減免制度を創設すること。

(19) オンライン資格確認等システム運営負担金について、保険者に超過負担が生じないように、財政措置すること。

(20) 保険医療機関等が偽りその他不正の行為によって得た不正利得について、保険者が確実に回収できるよう法改正を行い、介護保険法と同様、徴収金に位置付けること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、見直しの際等における関係機関との調整や、被保険者への周知を十分行うこと。

(2) 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の引上げや配慮措置については、十分な周知を図るとともに、施行時期を被保険者証の更新時期と合わせること。

(3) 後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じること。

- (4) 保険料の還付加算金の起算日について、個人住民税の還付加算金と同様の取扱いとなるよう法改正を行うこと。

4. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免については、減免を必要とする被保険者が適切に対象となるよう基準を見直すとともに、減免分の全額を財政支援すること。
- (3) 保険者努力支援制度における特定健康診査や特定保健指導の実施率等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険者への影響等を勘案したものとする。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。

子ども・子育てに関する提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安心して、結婚、妊娠・出産、子育てができる社会の構築について

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。
- (2) 子育て支援に関する補助制度の創設及び実施に当たっては、都市自治体の実情や意見を十分に踏まえたうえで、早期の情報提供と準備期間の確保に配慮すること。
- (3) 妊産婦の経済的負担を軽減するため、妊産婦医療費助成制度を創設すること。
- (4) 若年妊産婦が社会的自立を果たすため、必要な支援策を講じること。
- (5) 母子保健事業について、十分な財源を確保し、補助拡大等の措置を講じるなど、制度運用に必要な支援を行うこと。

2. 子ども・子育て支援新制度について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧な協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度に係る国の財政負担の拡充を図るとともに、制度の簡素化を図り、都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 公定価格について
 - 1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定する

こと。

2) 地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

3) 賃借料加算について、地域の実態に即した区分を設けるとともに、対象を拡充すること。

(4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

(5) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

また、教育標準時間認定の子どもに係る施設型給付の地方単独費用部分を撤廃すること。

(6) 障害児の受入れや適切な支援に必要な保育士や看護師等の人材確保について、十分な財政措置を講じること。

また、保育形態ごとに異なる補助事業を一本化すること。

(7) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じて支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

(8) 子ども・子育て支援交付金について、都市自治体が地域の実情に即した支援施策を実施できるよう、補助対象や補助基準額の拡充を図ること。

(9) 新制度において保育の必要性の認定事由とされた「求職活動」について、公的に証明する仕組みの構築を図ること。

(10) 保育給付に係る「支給認定証」の記載事項を精査し、見直しを図ること。

(11) 保育標準時間と保育短時間の区分について、一元化を含む制度の見直しを図ること。

(12) 幼稚園における預かり保育の提供体制を確保するため、財政措置を拡充すること。

特に、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業については、地域の実情に応じた活用が図られるよう要件を緩和すること。

(13) 公私連携幼保連携型認定こども園、公私連携保育所型認定こども園及び公私連携型保育所について、認可施設と同等に法令に位置付けるとともに、

社会福祉施設職員等退職手当共済法上の対象施設として追加すること。

(14) 妊婦健康診査について、未受診者の解消及び産後の健康管理等を含めた検査内容の充実を図るとともに、十分な財政措置等を講じること。

(15) 児童手当について

1) 都市自治体の事務負担を軽減するとともに、十分な財政措置を講じること。

2) 特別徴収について、真に実効性のある制度とすること。

3) 資格認定のあり方について、見直しも含めて検討すること。

3. 幼児教育・保育の無償化について

(1) 幼児教育・保育の無償化については、様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

(2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。

(3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

(4) 在宅で育児を行う世帯等、多様な保育形態の公平性に配慮し、必要な財政措置を講じること。

(5) 食材料費について、都市自治体や保護者等の負担軽減を図るため、必要な財政措置を講じること。

(6) 無償化を契機に、家庭における養育が安易に放棄されることがないように、家庭での養育の重要性とともに適切な保育サービス利用に向けた啓発を行うこと。

4. 保育対策について

(1) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(2) 保育人材の育成・確保について

- 1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

- (3) 保育所の適正な運営を確保し、保育の質の向上を図るため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を適切に見直すとともに、必要な財政措置を講じること。
- (4) 保育所等整備交付金等について、必要な財源を確保したうえで、十分な財政措置を講じるとともに、対象事業の拡充を図ること。
- (5) 認定こども園の施設整備に係る補助制度について、国の所管を一本化するとともに、財政措置を拡充すること。
- (6) 保育所等における食物アレルギーへの対応を強化するため、調理員の配置基準の見直しや栄養士の配置促進等、必要な措置を講じること。
- (7) 安心して子育てできる環境を確保するため、年度途中の入所予約に対応する保育士の雇用に要する費用について、財政措置を講じること。
- (8) キッズゾーンの設定については、取組の推進に向けた支援制度を創設すること。

5. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の

拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善事業における補助基準額を増額すること。

また、希望する市町村における認定資格研修の実施を可能とすること。

- (3) 学校施設を活用した放課後児童クラブの設置を促進し、地域の実態を踏まえた柔軟かつ弾力的な運営が可能となるよう、建築基準法等の規制を緩和するとともに、施設整備等に係る補助対象を拡充すること。

- (4) ひとり親や多子世帯、低所得世帯等に対する利用料の補助制度を設けるとともに、財政措置を講じること。

6. 地域における子育て支援拠点としての機能が十分に発揮できるよう、児童館の運営及び施設整備について、十分な財政措置を講じること。

7. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十分な財政措置を講じること。

- (2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体が必要かを判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分

担の明確化等、必要な措置を講じること。

- (4) 児童養護施設等を退所した児童について、退所後に安定した生活が維持できるよう、自立支援に向けた施策の充実を図ること。

また、各施設において実施する退所児童等に対する相談支援等のアフターケア事業について、財政措置の拡充を図ること。

- (5) 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換を進めるため、必要となる職員数を配置できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、一時保護所の環境改善を推進するため、財政措置の拡充等、必要な措置を講じること。

- (6) 母子生活支援施設について、運営の安定化を図り、母子の自立に向けた適切な支援に支障を来すことがないように、児童入所施設措置費等国庫負担金における暫定定員設定条件の見直しを行うこと。

8. 子どもの貧困対策の推進について

- (1) すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

- (2) 子ども食堂の開設や運営が安定的かつ効率的に行えるよう、財政面も含めた包括的な支援制度を創設すること。

9. ひとり親家庭への支援施策について

- (1) 児童扶養手当について

1) 十分な財源を確保し、国庫負担割合を引き上げたうえで、支給額を増額すること。

2) 所得制限限度額を緩和するとともに、一部支給停止措置を見直すこと。

3) 児童扶養手当と公的年金の併給について、調整手続きの簡素化等を図ること。

4) 不正受給防止のため、事実婚等に係る審査基準の明確化を図ること。

- (2) ひとり親家庭への支援の充実に向け、教育、生活、就労及び経済的支援

等に係る十分な財政措置を講じること。

また、ひとり親への就労支援として、雇用機会の拡充、雇用形態と賃金水準の改善、就労継続しやすい雇用環境の確保やひとり親の採用目標値の設定等、雇用主の理解と協力を得られる支援策を打ち出すこと。

(3) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

10. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

11. 新型コロナウイルス感染症関係について

- (1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担について、必要な財政措置を講じること。
- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (4) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員について、慰労金を支給すること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。
- (6) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (7) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。
- (8) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例

措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。

(9) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営が図れるよう必要な財政措置を講じること。

(10) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。

(11) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

また、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金について、事務負担軽減のため、制度の簡素化を図ること。

保健福祉施策に関する提言

保健福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度について

(1) 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体のあり方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

(2) 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

(3) 級地区分について、地域の実情に即したものにすること。

(4) 地理的条件の悪い地域に居住する生活保護受給者が日常生活上の用に供する自動車の保有条件を緩和すること。

(5) 生活保護費の障害者加算の認定に当たって、精神障害者に係る障害基礎年金の受給権の有無による不均衡が生じないよう制度を改めること。

(6) 生活保護受給者が成年後見制度を利用する場合、その後見人への報酬について財政措置を講じること。

(7) 冷房器具の購入に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること。

また、生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用に係る電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

(8) 借家において単身の生活保護受給者が死亡した場合の家財処分等について、財政支援措置を講じること。

(9) 生活保護制度において、介護保険適用外のサービス付き高齢者住宅等の施設を居住地特例の対象とすること。

2. 生活困窮者自立支援制度について

(1) 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

(2) 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金について、十分な財源を確保すること。

3. 生活福祉資金貸付制度の充実・強化を図ること。

4. 民生委員の活動支援等について

(1) 民生委員の担い手の確保と活動しやすい環境づくりのため、活動費を現状に見合った額とし、負担軽減を図るなど、処遇改善の措置を講じるとともに、民生委員の果たす役割について積極的な啓発活動を行うこと。

また、改選時期を地域の実情に合わせ柔軟に設定できるようにすること。

(2) 民生委員の担い手を円滑に確保できるよう、年齢要件を見直すこと。

(3) 民生委員の再任時における推薦調書を省略し、事務の簡素化を図ること。

5. 国内民間建立慰霊碑移設等事業費補助金について、交付要件をすべての慰霊碑及び実施主体とするとともに、その周辺設備の改修等も補助の対象とす

ること。

6. 婦人相談員の設置に当たって、十分な財政措置を講じること。
7. 生計困難者が無料または低額な料金で調剤を受けられるよう、院外処方を担当する薬局についても第二種社会福祉事業の対象とすること。
8. 「生理の貧困」について、国として必要な支援策を継続的に講じること。
9. 新型コロナウイルス感染症関係について
 - (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。
 - (2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染症の影響により支給件数が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じるとともに、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、支給期間を延長すること。
 - (3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、十分な財政措置を講じるとともに、申請期限を延長し、要件を緩和すること。

高齢者福祉施策に関する提言

高齢者福祉施策の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域包括ケアシステムの構築について、より機能的なシステムとなるよう、ボランティアの育成、買い物支援等の新たなサービスづくりや地域住民への普及啓発に係る事業等の包括的実施を可能とする財政措置を講じること。
2. 養護老人ホームの施設運営について、入居者の減少や施設の老朽化等により、都市自治体の財政負担が増大していることから、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。
3. 高齢者の安否確認のための総合的な対策について、一人暮らし高齢者の孤立死等を防止するため、個人情報取り扱いや立入調査の要件緩和に係るガイドラインの作成、早期の安否確認を可能にする法整備等、必要な措置を講じること。
4. 認知症患者が起こした事故に対する損害賠償請求について、支援制度を創設すること。
5. 加齢性難聴者の補聴器購入に対する補助制度を創設すること。
6. 健康寿命の定義と算定方法を統一すること。

障害者福祉施策に関する提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 障害者総合支援法について

- (1) 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

- (3) 障害福祉サービス等の利用計画作成に係る相談支援事業について、障害の多様な特性に応じた適切な支援を行うため、相談支援専門員等の福祉人材の確保・人員基準の緩和及び報酬体系の見直し等を図るとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

また、特定相談支援事業者について、円滑な指定と適正な監査の実施を可能とするため、適切な措置を講じること。

- (4) 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

- (5) 障害児通所支援について、市町村の財政負担の軽減を図るため、地域における給付の実態を踏まえ、サービスの適正な水準の確保に留意しつつ、十分な財政措置を講じること。

(6) 自立支援医療について、障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担の軽減措置と同様の措置を講じること。

また、精神疾患による入院医療の費用を対象とすること。

(7) 人工内耳について、補装具として位置付ける等、利用者負担の軽減を図ること。

また、補聴器の交付基準・修理基準について実情にあったものとするとともに、軽度・中等度難聴者・児の補聴器購入について補装具費の支給制度で対応する等、必要な措置を講じること。

(8) 社会福祉施設等の障害者福祉サービスの基盤整備のため、社会福祉施設等施設整備費補助金について、必要な財源を確保するとともに、十分な財政措置を講じること。

(9) 成年後見等実施機関に対し、十分な財政措置を講じること。

(10) 医療的ケア児・者が停電時等に使用する非常用電源を日常生活用具給付等事業における在宅療養等支援用具に追加できるよう、日常生活用具の要件等を見直すこと。

2. 精神障害者に係る公共交通運賃、有料道路料金について、割引制度を設けるとともに、身体障害者及び知的障害者に係る有料道路料金の割引制度については、利用制限の撤廃や利用手続きの簡素化等を関係機関へ要請すること。

また、NHK受信料減免制度について、障害者及び都市自治体の負担が軽減されるよう、手続きの改善を図ること。

さらに、都市自治体が行う障害者を対象としたタクシー料金の一部助成について、財政措置を講じること。

3. 重度障害者等の障害者への医療費助成について、全国一律の助成制度を創設するなど十分な支援措置を講じること。

4. 発達障害児等に係る早期の発見・相談・支援等について、地域の実情に応じた人材の養成・確保や拠点施設等の体制整備を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

また、早期療育を実施するため、発症要因の更なる究明を図ること。

5. 障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供について、都市自治体が行う事業者に対する支援策への財政措置を講じること。
6. 重度障害者等の通勤に係る助成制度について、障害者個人にも対応可能な制度とすること。
7. 日常生活自立支援事業について、必要な財源を確保するとともに、地域の実情を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
8. 精神障害者相談員制度を法定化すること。
9. 障害者虐待防止法に基づき、虐待を受けた障害者を一時的に保護する施設について、都市自治体が単独で確保し続けることは財政負担が過重であること等を勘案し、広域での整備を可能とするなど、適切な措置を講じること。
10. 「手話言語法（仮称）」を制定すること。
11. 障害福祉サービス事業者等の不正防止のため、有効かつ適正に機能する制度を構築すること。
12. 新型コロナウイルス感染症関係について
障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。
また、人材確保やICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

地域医療の確保に関する提言

地域医療保健の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

(1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(3) 産科・小児科医の集約化・重点化に当たっては、拠点病院である公的病院に適切な配慮を行うこと。

(4) 地域における医師の絶対数を増やすため、地方における医学部入学定員及び地元出身者枠を含む地域枠定員の増員等を図るとともに、地域枠制度が十分機能するよう実効ある対策を講じること。

また、若手医師育成のため、専門指導医の確保策を講じること。

(5) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、地域医療を維持・確保し、質の高い医師の養成と医師偏在の解消に資するものとなるよう充実した臨床研修体制の整備を行うとともに、当該制度の見直しを図ること。

また、臨床研修における地域医療の研修期間を延長するとともに、地域医療に貢献する医師を確保できるよう医学教育体制についても見直しを図ること。

(6) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格

取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

- (7) 地域における医師の不足・偏在を解消するため、医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣する実効ある対策を講じること。

2. 医師偏在対策、医師の働き方改革、地域医療構想等について

医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

特に、地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策の実施によって、地域住民の命を守る公立・公的医療機関が担う役割の重要性が改めて認識されたことを踏まえ、再編統合を前提とすることなく、地域医療を確保する観点から検討すること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

特に、自治体病院等を整備・運営する都市自治体に対する安定した財政措置、病院事業債の地方交付税算定単価の実勢価格に応じた見直し、公立病院特例債の元金償還に対する財政措置等、十分な措置を講じること。

- (2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

- (3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

また、地域医療体制維持のため、公立病院と同等の役割を担っている公的病院に対し、公立病院と同等の財政支援を講じること。

4. 救急医療及び周産期医療体制等に係る支援

(1) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(2) 採算性等により民間医療機関が開設されていない地域においても、等しく巡回診療や政策医療等が提供されるよう、高度医療機器の整備等に対し、十分な財政措置を講じること。

また、無医地区、準無医地区の要件を見直し、地域の実情に応じた財政措置を講じること。

(3) 病院救急車を有効活用するため、病院救急車による患者搬送を診療報酬の対象にすること。

また、消防救急車、病院救急車、民間救急車の役割分担と連携を図ることにより、患者の状況に応じた適切かつ迅速な搬送体制を構築すること。

5. がん対策について

(1) がん対策の一層の充実を図るため、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業を拡充するなど、都市自治体が実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるとともに、受診率の向上策を強化すること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 職場等におけるがん検診の受診歴を自治体が把握できる仕組みを構築すること。

また、がん検診に係る事務の円滑化を図るため、受診票及び結果通知等の様式を全国で統一するとともに、検診情報等のデジタル化を促進すること。

6. 感染症対策について

(1) 国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(2) 任意予防接種に対する公費助成制度を創設すること。

(3) 骨髄移植等により定期接種の再接種が必要となった場合、当該再接種を定期接種として位置付ける等助成制度を確立すること。

(4) ワクチンの安定供給対策を講じること。

また、住所地外での接種に係る制度整備など、安定的かつ継続的に接種できる体制を構築するとともに、ワクチン価格や問診料等の接種費用について、国の責任において、全国統一的な委託単価標準の設定を行うこと。

さらに、混合ワクチンの開発・導入等により、被接種者等の負担軽減を図ること。

(5) 風しんの流行や先天性風しん症候群を予防する対策を拡充するとともに、抗体検査から予防接種まで十分な財政措置を講じること。

(6) 風しんに関する追加的対策については、受検率が低いことから、令和4年度以降も延長すること。

(7) 季節性インフルエンザの定期接種について、対象者を乳幼児及び小・中学生にも拡大し、安全性及び有効性の高い適切な時期に接種できるよう、必要な措置を講じること。

(8) 感染症対策については、国の主導により人的支援を含む医療体制の整備を図るなど、柔軟かつ機動的に感染症対策を実施できるよう、万全の措置を講じること。

また、都市自治体への迅速な情報提供や調整を行ったうえで、国民に対し適切な情報を提供・啓発すること。

(9) 子宮頸がん予防ワクチンについて、疫学的知見に基づくワクチンの安全性を確保するとともに、健康被害を受けた者が誠実かつ早期に救済されるよう、必要な措置を講じること。

また、定期接種対象者及びその保護者に対する情報提供が再開されたことを受け、積極的な勧奨を控えている期間に対象年齢を超えた者についても、定期接種として接種できるよう体制を整備すること。

7. 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所等の施設整備や安定的な運営が維持できるよう財政措置を講じること。

さらに、かかりつけ医が本来の機能を果たすために、その定義・機能について患者等に周知啓発を行うなど、必要な措置を講じること。

8. 地域医療介護総合確保基金について、高齢化の進行状況や医療・介護資源等の地域間格差、都市自治体の意見等を勘案し、所要額を確保するとともに、交付対象を拡大すること。また、都市自治体が事業を円滑に実施できるよう、弾力的な活用を図ること。

9. 不妊症・不育症治療に係る経済的負担を軽減するため、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

また、国が検討している不育症・不妊治療に係る保険適用等について、都市自治体が円滑かつ適切に対応できるよう、具体的な制度内容や開始時期を速やかに示すこと。

10. 健康増進法に基づく歯科検診事業について、対象年齢の引き下げや妊産婦を対象に追加するなど、補助対象を拡大すること。

11. 骨髄移植を円滑に推進するため、骨髄ドナー登録者の拡大を図るとともに、骨髄ドナーの休業に対する支援制度創設等の社会環境を整備すること。

12. 小児慢性特定疾病に該当しない慢性的な疾病により長期の治療が必要な低所得世帯の児童を対象として、医療費の負担軽減措置を講じること。

13. 都市自治体における保健師確保のため、大学や保健師養成所等に対し、自治体への就業を促す広報等の働きかけを行うこと。

また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度創設を図ること。

14. 健康寿命の算定精度の向上等を図り、健康長寿社会の構築等に寄与できるよう、国勢調査の質問項目に不健康割合に関する項目を追加すること。

15. 新型コロナウイルス感染症関係について

(1) 医療提供体制の確保と財政措置等の充実について

1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークの整備や医師・看護師等の派遣等による医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や車両・人員等の体制強化について、十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で必要となる資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。

3) 新型コロナウイルス感染症患者の早期発見に資する地域の発熱外来等の診療・検査医療機関への財政支援を講じること。

また、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

4) PCR検査等の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保及び体制強化に資する十分な支援措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、保健所が機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うとともに、科学的知見に基づき早期に

承認すること。

また、新たなワクチン・治療薬等に関する正確な情報の迅速な発信に努めること。

- 8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないように、財政措置を拡充すること。

また、患者の入退院の調整、回復期の病床確保等が円滑に行われるよう、国において基準を示すなど、制度を整備すること。

(2) 新型コロナウイルスワクチン接種について

- 1) 追加接種に係る体制を迅速かつ円滑に確保するため、ワクチンの供給スケジュール、都市自治体を取り扱うワクチンの種類、接種対象者、交差接種の在り方、接種期間、国・都道府県・市町村の役割分担等、具体的な情報を早急に示すこと。

- 2) 1・2回目接種分、追加接種分のワクチン及び必要な物品等については、地域が必要とする量を確実に供給すること。

特に、来年2、3月以降、追加接種の対象者数が大幅に増えるため、ワクチンが不足し、接種が滞ることがないように、十分な量を供給するとともに、具体の配送日時を可能な限り早急に示すこと。

- 3) 追加接種に係る体制確保に必要な費用についても、1・2回目接種と同様、地方負担が生じないように、全額国費により措置すること。

また、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象を拡充するなど、十分な財政措置を講じること。

- 4) ワクチン接種に従事する医師・看護師等を確保するため、引き続き、医療関係団体等に協力を働きかけるとともに、医療従事者が不足している地域においても円滑に実施できるよう、広域的な支援策等を強化すること。

また、個別接種を行う医療機関を確保するための時間外・休日加算措置等を継続すること。

- 5) 国において、国民に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応、追加接種の必要性、接種間隔等、接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、若者の接種率を向上させるための勧奨策を講じること。

また、国からの情報提供の在り方によって、住民からの問い合わせが

殺到するなど、住民の混乱を招き、都市自治体の事務に影響が生じた経緯があることから、事前に都市自治体に情報共有するなど、十分に配慮すること。

6) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。

7) VRS等のワクチン接種に関するシステムについては、職域接種等で登録されたデータに誤りが散見されるなど、現場で混乱が生じていることから、その原因を検証するとともに、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。

(3) 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

(4) マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き、生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。

また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。

(5) 日常生活の回復に向けた取組について

1) 日常生活の回復のためのワクチン・検査パッケージの活用について、ワクチン接種の有無により不当な取扱いを招くことがないように留意した

うえで、都市自治体や医療機関等の負担とならない制度設計を具体的かつ早急に示すとともに、国民に対する十分な周知と理解の促進を図ること。

また、陰性証明の取得に地域間格差が生じないように、広域的な検査体制を充実強化するとともに、PCR検査等に要する個人負担への支援策を講じること。

2) 予防接種証明書について、国民が円滑に利用できるよう、予防接種済証の活用を促進するなど、利便性の向上を図ること。

また、予防接種証明書の電子交付については、システムや様式等の具体的な枠組みを早急に示すとともに、都市自治体に過度な負担が生じないように十分配慮すること。

(6) 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。

また、検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう体制整備を図ること。

国民年金に関する提言

国民年金の円滑な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 持続可能で安心できる年金制度を構築すること。
2. 国民年金事務について
 - (1) 国民年金第2号被保険者の資格の喪失等による第1号被保険者の資格取得について、職権適用を可能にするなど、被保険者の届出を簡素化すること。
 - (2) 年金給付関係事務について、年金請求書の受理等事務を年金事務所に統一し、窓口の一元化を図ること。
 - (3) 年金からの各種保険料等の特別徴収について、普通徴収からの速やかな変更等が可能となるよう、制度を見直すこと。
 - (4) 国民年金事務に要した経費の全額を交付すること。

水道事業・生活衛生に関する提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るとともに、地域社会における生活衛生を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水道施設の強靱化、老朽化対策等について

(1) 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

(2) 大規模災害時の広域連携に向けた支援体制の強化を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 工業用水道事業費補助金について、地域特性や実情を考慮し、複数年での採択に見直すなど、十分な財政措置を講じること。

5. 水道未普及地域の簡易給水施設整備に対する財政支援制度を創設すること。

6. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

7. 地下水利用専用水道の設置拡大に伴う水道料金収入の減少により、水道事業に支障が生じていることから、都市自治体に対する新たな支援策を講じること。

また、専用水道の利用に係る負担の在り方について検討すること。

8. 公衆浴場営業者の経営安定化のため、更なる支援措置を講じること。

9. 散骨について、市民感情や公衆衛生の観点等に十分配慮したガイドラインを定めること。

10. 外国人事業者が衛生管理の遵守を図るため、H A C C P に沿った衛生管理説明文（手引書）の多言語版を作成すること。

雇用就業対策に関する提言

雇用就業対策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 総合的な雇用対策について

(1) 持続可能で自立したまちづくりをしていくため、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体が実施する雇用・就業対策について財政支援の充実を図ること。

特に、就職困難者の雇用や新規雇用の創出に取り組む企業や労働者の失業予防・雇用安定を図る企業に対する支援制度を拡充すること。

(2) 地方の中小企業の働き方改革について、周知・広報・相談対応を強化するとともに、長時間労働やハラスメント、通常の労働者と派遣労働者との不合理な待遇差等の法令違反等が疑われる企業に対して適切な措置を講じること。

また、賃金・待遇改善策に対する支援措置の拡充を図ること。

さらに、テレワークや時差出勤、ワーケーション等の柔軟な働き方を一層推進するとともに、従業員が休暇を取得しやすくなる環境整備に取り組む企業に対する支援措置を拡充すること。

2. 高齢者の雇用対策を充実すること。

また、シルバー人材センター事業について、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情を勘案した適正な事業運営のため、所要の措置を講じること。

3. 女性の雇用対策を充実すること。

特に、若年妊産婦が社会的自立を果たすため、就労支援等の必要な支援策を講じること。

4. 育児・介護・病気治療休業や不妊治療のための休暇等を取得しやすい環境を整備するとともに、取得により経済的不利益が生じることなく、キャリアを維持できるよう、労働政策の抜本的な改革を進めること。

また、育児・介護休業法で定める育児休業について、期間を最大2年に延長するなど、制度の拡充や手続きの簡素化を図ること。

5. 外国人労働者が賃金の高い都市部に集中することがないように必要な措置を講じること。

また、外国人材の就労環境について、国において適正な体制整備を図るとともに、中小企業等及び都市自治体が行う外国人材の受入れ体制整備等に対する財政措置や総合的な支援策を講じること。

6. 地域若者サポートステーション事業について、委託期間を少なくとも3年とすること。また、都市自治体が民間団体と連携して実施する支援事業について、十分な財政措置を講じること。

7. 新型コロナウイルス感染症関係

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を勘案し、地域経済が回復するまでの間、地域を問わず、対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を拡充すること。

(2) 雇用を維持するため、新卒者の内定取消しや非正規労働者等の雇止めを行わないよう、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、失業者の再就職や雇用創出等に関する取組及び相談支援体制を強化し、雇用の維持を図ること。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 都市自治体を実施する雇用就労環境改善に向けた施策について、継続して財政支援措置を講じること。

学校施設等の整備に関する提言

学校施設等の整備を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の1/3から1/2への引上げ、補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

2. 自主財源に乏しく財政力指数の低い都市自治体が学校施設を計画的に整備するため、学校教育施設等整備事業債の充当率を引き上げるとともに、交付税措置を講じること。

3. 国有の学校用地については、無償譲渡または無償貸与とすること。

4. 「公立学校施設整備費補助金等に係る財産処分の承認等について（通知）」等に定められている国庫納付返還金に係る諸規定について、都市自治体が当該学校施設を有効活用できるよう、一層の見直しを行うこと。

5. 現存する小・中学校のごみ焼却炉について、早急に除去する必要があることから、所要の財政措置を講じること。

6. 社会教育施設や社会体育施設の建設または耐震化及び老朽化に伴う大規模改修等について、財政措置の拡充を図ること。

7. 市立及び組合立の高等学校における施設整備等に対する十分な財政措置を講じること。

文教関係施策の充実に関する提言

文教関係施策等の充実を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 分権型教育の推進について

- (1) 公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
- (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

2. 教職員配置等の充実について

- (1) 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、G I G Aスクール構想により学校のI C T化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。
- (2) 公立義務教育諸学校の教職員配置の充実改善について、個に応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定したうえで、地域の実情に合った配置が図られるよう、所要の措置を講じること。
- (3) 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

特に、夜間中学校においては帰国・外国人生徒が大半を占めることから、日本語指導を含めた幅広い教育ニーズに対応するため、教職員の加配措置

を講じること。

- (4) 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。
- (5) 各校の実情に応じて養護教諭の配置充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
- (6) 学校図書館の充実や読書活動の推進を図るため、専任の司書教諭を適切に配置するとともに、財政措置の拡充を図ること。
- (7) 食育の推進や食物アレルギー等への十分な対応のため、栄養教諭等の配置定数を拡充すること。

特に、共同調理場については、規模が拡大している状況を踏まえ、新たな配置基準を設けること。

- (8) コミュニティ・スクールを導入している学校について、教育課程を所掌する教職員の加配を充実させるとともに、制度の実施に必要な十分な財政措置を講じること。また、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な推進を図るため、十分かつ長期的な財政措置を講じること。
- (9) 幼稚園の学級編成の基準を引き下げること。
- (10) 教職員の不足に対応するため、教員免許を有する非常勤講師を配置できるよう、財政措置を講じること。

3. 障害児等の学習環境の充実について

- (1) 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

- (2) 一人ひとりの特性とニーズに応じたきめ細かい教育支援が可能となるよう、特別支援学級における少人数教育を推進するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、児童生徒の障害に応じた就学を促進するため、障害種別による学級編制を積極的に進められるよう、所要の措置を講じること。

- (3) 障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みの構築に向け、教職員定数の改善及び財政支援等の所要の措置の充実を図ること。
- (4) 入退院を繰り返す児童生徒に配慮し、院内学級について入級手続きの簡素化を図ること。
- (5) 就労している保護者の負担軽減を図るため、特別支援学校に通う児童生徒の早朝受入れに必要な人的措置を講じること。

4. 子どもの就学支援について

- (1) 経済的に困難を抱える若者の進学を支えるための奨学金については、給付型奨学金制度の拡充と独立行政法人日本学生支援機構の貸与型奨学金における無利子貸付の更なる拡充を図ること。
- (2) 要保護児童生徒就学援助費について、十分な財政措置を講じること。
また、準要保護児童生徒就学援助費について、教育の機会均等の観点を踏まえ、財政措置を講じること。
- (3) 貧困状態にある子どもの教育機会を保障するため、扶養義務者間以外への教育資金贈与信託・公益信託制度を創設するとともに、贈与税非課税特例の適用を講じること。
- (4) 保護者の教育費負担軽減を図りつつ学校給食実施基準を満たす学校給食を提供するため、学校給食費について財政措置を講じること。
- (5) 高等学校等就学支援金制度について、就学援助を拡充すること。また、高等教育の修学支援新制度について、対象要件を緩和すること。

5. 子どもの安全対策について

- (1) いじめ防止対策推進法等を踏まえた都市自治体の取組を充実させるため、財政措置を拡充するとともに、社会福祉士等の専門的人材の養成・確保を図ること。
また、学校ネットパトロール事業に対し、財政措置等の十分な支援策を講じること。
- (2) いじめや不登校等の問題の未然防止及び早期対応のため、すべての小・中学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置

の充実を図るとともに、必要な財政措置を講じること。

また、教育支援センター（適応指導教室）の運営について、所要の財政措置を講じること。

さらに、校内適応指導教室を必要とするすべての学校において専任教員の配置が可能となるよう、制度化を図ること。

- (3) 犯罪から子どもを守るための対策について、各省庁の取組を一層推進するとともに、地方自治体の取組に対する財政支援等を充実すること。

また、通学時の安全対策をより強化するため、財政措置を講じること。

- (4) I Tを活用した自殺リスク早期察知が可能なツールを学校へ配備する等、児童生徒の自殺対策を徹底すること。

- (5) 地域における子どもの見守り活動を推進するため、スクールガード・リーダーを適切に配置できるよう十分な財政措置を講じること。

6. 子どもの学校生活の充実について

- (1) スクールバス等の購入・運行等について、十分かつ確実な財政支援措置を講じること。

また、遠距離通学費補助制度における補助期間の延長または廃止、通学距離の基準の緩和等、制度の拡充を図ること。

なお、補助対象期間の要件を廃止する際は、当該要件により補助金の交付対象外となった児童生徒についても、補助終了時に遡って補助対象とする経過措置を講じること。

- (2) スポーツに親しむ多様なニーズに応えうる環境整備、指導員確保について、財政措置を講じること。
- (3) 子どもの基本的な生活習慣の定着のため、生活習慣病予防対策について一層の充実を図るとともに、食育推進体制の確立を図ること。

7. 私立学校振興助成法に基づく私立高等学校及び私立幼稚園等に対する経常的経費の助成について、助成額を増額するとともに、十分な財政措置を講じること。

8. 地域への若者の定着を図るとともに、教育環境の向上や経営改革に努力している地方大学に対する、財政支援を拡充すること。

9. 教職員の負担軽減について

(1) 学校における働き方改革推進のため、教職員定数の見直し、業務量の緩和及び所要の財政措置を講じること。

(2) 教員の事務負担を軽減するため、事務職員の配置改善を行うとともに、十分な財政措置を講じること。

また、スクール・サポート・スタッフ、学習指導員等を継続して必要数を配置できるよう、十分な財政措置を拡充すること。

さらに、共同学校事務室の備品等の整備について、所要の財政措置を講じること。

(3) 育児短時間勤務の実施に伴い、学校運営に支障を来すことのないよう、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の補充について十分配慮すること。

(4) 部活動に係る専門的指導や教職員の負担軽減のため、指導体制の改善に必要な制度の見直し及び財政措置の拡充を図ること。

また、学校と地域のスポーツ団体が協働して部活動に取り組むための環境整備に向けた制度を構築すること。

(5) 教職員の負担軽減を図るため、学校及び教育委員会に対する各種報告や統計諸調査等を整理すること。

(6) 新学習指導要領実施に伴う教師用教科書等の購入経費について、財政措置の拡充を図ること。

(7) 学校給食費の徴収・管理を公会計化するうえで必要なシステム導入に対し、十分な財政措置を講じること。

(8) 幼稚園教諭の事務負担軽減や園務の効率化を推進するため、情報システムの導入時に要する経費に加え、導入後の運用等に係る経費についても十分な財政措置を講じること。

10. G I G A スクール構想の実現について

(1) I C T 環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、I C T 環境の維持・改善に必要な経費について、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して

講じること。

また、通信業者に対し、端末の通信料の軽減に向けた料金体系の構築を働きかけること。

さらに、高等学校段階についても、1人1台端末の整備を図ること。

(2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、授業目的公衆送信補償金については、すべての児童生徒に給与される教科書と同様に無償とすること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

1) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(5) センターサーバ等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。

(6) 児童生徒がICT機器に接する機会が増えることに伴う、電磁波と児童生徒の健康状況との関連について調査研究を進め、ガイドライン等を示すこと。

11. スポーツの振興について

(1) 地域におけるスポーツ振興のため、財政支援措置を拡充すること。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付について制度の拡充を図ること。

- また、確実な給付のため、十分な財政措置を講じること。
- (3) ホストタウン交流事業に関する財政支援を継続すること。

12. 文化財の保存等について

- (1) 国は、文化財の保存・公開・活用・継承等に係る取組を推進するとともに、地域の振興・活性化を図るため、財政措置の継続・拡充を図ること。
- また、都市自治体が行う文化財保護・保存措置の経費に対する財政措置を講じること。
- (2) 地域固有の文化の無形文化遺産登録への支援を行うこと。
- また、世界文化遺産等を構成する文化財について、保存修理・整備、防災事業に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 文化財保護法に基づく届出等に係る手続きについて、簡素化すること。
- また、過去に発掘調査を実施した民間調査組織等の解散・廃業等により資料整理及び報告書の刊行が未了となっている案件について、国が責任を持って適切に処理を行うこと。また、自治体が整理及び刊行を行う場合については、財政措置を講じること。
- (4) 大型開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査を経常的に実施するため、埋蔵文化財専門調査員の確保に必要な措置を講じること。

13. 東日本大震災関係について

- (1) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。
- (2) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。
- (3) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和4年度以降も全額国費による支援を継続すること。

14. 新型コロナウイルス感染症関係

- (1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

- (2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
- (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。
- (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。
- (6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。

まちづくり等に関する提言

まちづくり等の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。
2. 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化、市街地再開発事業等の都市再生関連施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。
3. 法定外公共物の維持管理費に係る財政措置を講じること。

公共事業に関する提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を安定的に確保すること。
2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。
また、重点配分対象事業については、都市自治体の実情に即したものとすること。
さらに、両交付金制度については、都市自治体の意見を十分に踏まえ、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより活用しやすい仕組みにすること。
3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。
特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長すること。
4. 公共事業用地及び代替地取得を円滑に推進するため、譲渡所得に対する特別控除の適用要件の緩和や控除額の引上げ、収用適格事業における施設設置者の追加及び農地の納税猶予制度の拡充など税制上の優遇措置を充実すること。
5. 公契約において、適正な労働条件や品質が確保されるよう実勢価格を反映した公共工事設計労務単価を設定するなど必要な措置を講じること。また、地方公共団体の速やかな工事発注や事務量の軽減を図るためにも、随意契約が可能となる金額について見直しを行うこと。

6. 離島の生活基盤格差を是正するため、道路整備事業、治水事業、砂防事業及び海岸侵食対策事業などの公共事業予算の必要額を確保すること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、アフターコロナを見据え、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

都市公園等に関する提言

都市公園等の整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市公園の老朽化対策に係る財政措置を充実するとともに、公園施設長寿命化対策支援事業の採択要件を緩和すること。
また、都市公園のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。
2. 緑地等保全のための支援制度の充実
 - (1) 生産緑地の指定解除の動向も踏まえ、都市自治体による緑地等の用地取得及び保全に係る財政措置を充実すること。
 - (2) 都市における民有地等の緑地保全を図るため、保存樹林地等に対する相続税納税猶予制度や緑地の維持管理に関する助成制度など、土地所有者の負担軽減措置を講じること。
3. 公園や緑地におけるナラ枯れ被害対策に係る補助事業を創設するなど、十分な対策を講じること。

治水事業等に関する提言

国土の保全と水資源の供給、河川環境の保全等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 豪雨対策の推進

(1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。

また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。

(2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。

2. ダム整備等に関する支援

(1) ダム整備・再生や堆砂対策等により、流域全体の治水対策を強化すること。

(2) 特定多目的ダムの供用開始後に要する費用について、基本計画の変更によって事業費が増嵩した場合に過剰な負担増とならないよう必要な措置を講じること。

3. 河川等の水質改善及び自然環境の保全・再生を図るとともに、水辺環境への交流拠点整備、沿川地域間の交流など、河川空間の親水性・利便性向上に資する事業を推進すること。

4. 大規模自然災害の被災地における復旧・復興

(1) 大規模自然災害の被災地における河川管理施設等の災害復旧を推進するとともに、再度災害の防止と施設機能の強化につながる改良復旧事業については、採択基準の緩和を図り、集中的に実施すること。

(2) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用

した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

5. 東日本大震災関係

遠隔自動化した水門や陸閘等の維持管理に係る財政措置を講じること。

土砂災害の防止に関する提言

土砂災害を未然に防ぐため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
2. 盛土の崩落等による災害の防止に向け、不適切な土砂の処理を規制するため、全国統一の基準を設けるなど実効性のある法整備を図ること。
3. 大規模盛土造成地の滑動崩落対策等を推進するため、十分な財政措置を講じること。
4. 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
5. 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実すること。

また、都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る支援を充実すること。

下水道に関する提言

下水道事業を効率的かつ効果的に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。
また、国庫補助金等については、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより、都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
2. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新に係る十分な財政措置を講じるとともに、浸水対策・地震対策に係る財政措置を拡充すること。
3. 下水道資源の利用を推進するため、下水汚泥再生利用の運営に係る収支改善に資する支援措置を講じること。
4. 下水道をはじめとする汚水処理の事業運営の効率化を図るため、施設の縮小、廃止、集約化に伴う財産処分等の承認基準の緩和など財政措置を講じること。
5. 下水道事業経営の健全化を図るため、高資本費対策に要する地方公営企業繰出金の繰出基準等の対象年限要件を見直すとともに、引き続き、汚水処理経費に係る地方財政措置を維持すること。
6. 市町村合併に伴い流域下水道から移管された公共下水道事業については、移管後も健全かつ持続的に運用できるよう財政措置を講じること。
7. 末端管渠の整備については、社会資本整備総合交付金の対象とするなど財政措置を講じること。

8. 東日本大震災関係

被災地における下水道施設の改修・更新等に係る十分な財政措置を講じること。

道路整備財源の確保等に関する提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. 道路ネットワーク構築のための財源確保等

- (1) ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

また、その整備に当たっては、国土強靱化の観点から、道路橋等の耐震補強など防災・減災対策を推進すること。

- (2) 重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。
- (3) 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化すること。
- (4) スマートインターチェンジの整備を促進すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

4. 安全で快適な通行空間の確保等

- (1) 安全で快適な通行空間の確保のため、無電柱化、踏切道等における歩行

者安全対策及び自転車通行空間整備を推進すること。

また、地域と一体となって賑わいを創出する道路空間の整備に向け、バスプロジェクト等の取組を推進すること。

(2) 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

(3) 鉄道駅周辺地域における放置自転車等の解消を図るため、国道における歩道上などの自転車等駐車施設の整備を促進すること。

5. 道の駅及び防災道の駅の整備・活用については、十分な財政措置等を講じること。

6. すべての人が安全に安心して移動できる道路空間の整備に向け、道路、信号機、路外駐車場等のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

7. 都市部及び都市部周辺の主要幹線道路等において、道路の拡幅や連続立体交差事業など、渋滞の解消に資する対策が推進されるよう、財政措置を含め十分な支援を講じること。

8. 災害時に強い道路づくりを進めるために、狭あい道路の整備が促進されるよう、必要な支援策を講じること。

9. 東日本大震災関係

医療・防災面などの地域の安全・安心な暮らしの確保を含め、被災地の復興再生を図るため、復興道路及び復興支援道路と連結した幹線道路網や復興関連道路の整備を促進すること。

雪寒地帯に関する提言

雪寒地帯の振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 除排雪等に係る支援

(1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策をはじめ除雪業者の除雪待機費用などにも対応できるよう財政措置を拡充すること。

また、雪寒指定道路の指定基準を緩和し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。

さらに、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

(2) 除雪車のオペレーターの高齢化や減少が進む中、将来にわたり道路除雪を持続できるよう、除雪車の自動運転など新技術の導入に向けた研究開発を促進すること。

2. 大雪時には、応急救助や災害復旧が円滑に進むよう災害救助法や激甚災害指定を弾力的に運用するほか、以下の措置を講じること。

(1) 大雪時の交通ネットワークを確保するため、道路管理者・公共交通事業者等の垣根を越えた除雪応援体制の構築や情報共有など、事業者間の連携強化に向けた取組を推進すること。

また、豪雪地帯では道路施設等の破損が激しいため、維持、修繕及び更新に係る財政措置を充実すること。

さらに、大雪時において都市自治体の財政負担が増大しないよう市町村道除雪費補助の臨時特例措置など適切な追加措置を講じること。

(2) 大雪により被災した農業者が早期に経営再開できるよう農業ハウスなど農業施設等の復旧支援を積極的に行うこと。

3. 雪寒地帯においては、積雪や低温などにより、冬期の施工期間に制約があることから、社会資本整備総合交付金事業等の実施に当たっては、年度をまたいだ事業執行が可能となるよう制度を見直すこと。

4. 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

また、事業者の除排雪に対する支援策を講じること。

5. 雪に強い居住環境を創出するため、克雪住宅の普及促進に努めること。

住宅・建築施策に関する提言

地域の実情に応じた良好な居住環境等を確保するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修等に係る財政措置を拡充すること。

特に、住宅・建築物耐震改修事業については、対象要件を緩和すること。

また、既存住宅の耐震に係る税制の特例措置を令和4年度以降も継続すること。

2. 空き家等対策の推進

(1) 空き家等の流通・利活用をはじめ、都市自治体が取り組む空き家等対策に係る財政措置を拡充するなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

また、空き家の所有者等に対し、適正管理・利活用・除却を促すための制度を拡充すること。

(2) 空き家の円滑な除却等に資するため、財政措置を拡充するなど、積極的な支援措置を講じること。

また、ホテルや工場等の大規模な空き建築物の除却・安全対策についても、十分な支援を講じること。

(3) 空家等対策の推進に関する特別措置法の見直しに当たっては、緊急安全措置（即時執行）の規定、同法の適用対象の拡大、都市自治体への財産管理人選任申立権の付与、所有者不明空き家に起因した事故の被害者の救済など、地域の特性に応じた課題等を踏まえたうえで、都市自治体における空き家等対策の一層の推進が図られるよう検討すること。

3. 住宅市街地における居住環境の維持・再生や防災性・安全性の向上を図るため、住宅市街地総合整備事業に係る財政措置を拡充すること。

4. 住宅・建築物アスベスト改修事業については、対象要件を緩和するとともに財政措置を拡充すること。

5. すべての人が安全に安心して利用できる施設の整備に向け、建築物関連施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

6. 新型コロナウイルス感染症対策関係

建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

運輸・交通施策に関する提言

運輸・交通施策の更なる推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新幹線の早期全線開業等

(1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。

(2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。

また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。

(3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。

(4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

2. リニア中央新幹線については、財政投融资による支援を行うとともに、沿線居住環境への影響を配慮しつつ早期開業に向け、関係機関等と一体となって積極的に取り組むこと。

3. JR北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、JR北海道等の安定的な経営に向けた支援を継続・拡充すること。

4. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備を推進し、必要な財政措置を講じること。

5. 鉄道駅周辺地域における放置自転車等を解消するため、「自転車法」を改正し、鉄道事業者に対して駅周辺への自転車等駐車場の設置を含む対応策を義務付けること。

あわせて、自転車等駐車場設置のための鉄道用地については、無償貸与と

するなど適切な措置を講じること。

6. 地方空港の機能強化を図るため、空港施設の整備や就航便の維持・拡充、国際便の受入れ等を推進すること。

また、周辺環境対策等の周辺地域の総合的な整備を推進すること。

7. 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。

8. 水上オートバイの利用者へのマナー向上に向けた対策を講じること。

9. 大規模自然災害の被災地における鉄道施設等の災害復旧対策、さらには復旧後の鉄道経営の安定化に向け、財政措置を拡充すること。

10. 東日本大震災関係

被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。

11. 新型コロナウイルス感染症対策関係

厳しい経営状況が続いている空港運営事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。

生活交通の維持に関する提言

生活交通を維持するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 地域交通の維持・確保のために実施している都市自治体の交通施策に対して、財政力に関わらず特別交付税措置を拡充すること。
- (3) 公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう、事業者・利用者の意識啓発も含めて、財政措置の拡充など十分な支援を講じること。
- (4) 自動車運送事業等の運転者を確保するため、労働環境の改善や若者をはじめとする人材の確保・育成対策を推進すること。
- (5) 地域公共交通の利用促進及び利便性向上のため、交通系 I C カードの普及等を図ること。

2. 都市自治体等が実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援について、財政支援を講じること。

3. 離島航路等の維持に必要な支援

- (1) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。
- (2) ジェットフォイルは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

4. L R Tをはじめ新しい交通システムの導入に対する支援を充実強化すること。

5. 一般乗合旅客自動車運送事業等の運営について、地域の交通手段を維持・確保するため、地方自治体の意見が反映されるよう、道路運送法等の見直し

も含め適切な支援措置を講じること。

6. 交通空白輸送及び福祉輸送を担う自家用有償運送事業者が持続的な運営ができるよう財政支援をはじめ十分な支援措置を講じること。

また、許可・登録を要しない、いわゆる無償(ボランティア)輸送の円滑な事業推進に向け、必要な支援策を講じること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充すること。

港湾・海岸に関する提言

港湾・海岸の整備等を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
2. 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
3. 港湾施設及び海岸保全施設の老朽化対策については、将来にわたりその機能を発揮できるよう、予防保全型の維持管理を取り入れ、施設の点検、維持管理・更新に必要な予算を継続的かつ十分に確保すること。
4. 港湾の国際競争力を強化するため、大型船舶に対応した港湾施設の整備をはじめ、既存施設の再編・高度化を図ること。
5. クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁や感染症対策にも対応できるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。
6. 港湾へのアクセス道路等の物流基盤施設の整備を推進すること。
7. 海洋再生可能エネルギー発電設備等拠点港湾において、発電事業者の長期的かつ安定的な利用を可能とするためのふ頭の整備など、港湾の機能を強化すること。
8. 東日本大震災関係
港湾は、住民生活や産業振興を支えるとともに、地域の経済活動においても重要な拠点であることから、防波堤の着実な整備促進を図ること。

観光振興に関する提言

地域の観光産業振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. 旅行者に対する受入環境整備等
 - (1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (2) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 新型コロナウイルス感染症対策関係
 - (1) 観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、ワクチン・検査パッケージなど安全・安心に向けた取組も活用しながら、継続的かつ効果的な支援を行うこと。
 - (2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、地域等を限定しない形で事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。

- (3) デジタル技術を活用したM I C Eの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。
- (4) 都市自治体が新型コロナウイルスの影響を受けた観光事業者を支援できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

農業に関する提言

地方の重要産業である農業の持続的発展を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備や需要に応じた生産を可能とする情報提供等、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術等の高度化を推進すること。

2. 貿易交渉に係る適切な対応

- (1) T P P 11 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定及び日英 E P A の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、総合的な T P P 等関連政策大綱の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等、万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

- (2) 地域的な包括的経済連携協定（R C E P 協定）等の E P A 及び F T A 交渉等に当たっては、米、小麦、乳製品をはじめとする重要品目について、引き続き再生産が可能となるよう必要な国境措置を確保するとともに、国内農林水産業の将来にわたる持続的発展、国際競争力の強化等に万全の措置を講じること。

また、国民に対して迅速かつ丁寧な説明・情報発信を行うこと。

3. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者、経営継承者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (2) 新規就農者育成総合対策における経営開始時の資金支援については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等を図るとともに、引き続き国の事業として全額国費にて実施すること。
- (3) 農業用機械・施設等の導入、整備、更新及び長寿命化に係る財政措置を拡充すること。
- (4) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算を十分に確保し、施策を充実させること。

5. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 防災重点ため池、田んぼダム等の整備に対する支援措置を講じること。
- 2) 農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 農業用ため池の保全整備をはじめ、管理を適切かつ円滑に行うために必要な人材確保、研修の開催、相談体制の構築等に対する財政措置や技術的支援を講じること。
- 4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他

の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

(3) 荒廃農地の発生防止や解消に係る財政措置を拡充すること。

6. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

7. 農山村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。

(2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

また、世界農業遺産に認定されている地域への財政措置を講じること。

(3) バイオマス利活用の推進に係る財政措置を拡充すること。

8. 原油価格高騰は、農業者等が大きな影響を受けることから、施設園芸等燃油価格高騰対策を拡充するなど十分な経営支援を行うこと。

9. 鳥獣被害対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。

また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組への支援や被害を受けた農業施設復旧、防護柵の更新、ICTを活用した取組等が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。

(2) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成等、支援措置を拡充すること。

10. 病虫害防除対策を推進するとともに、病虫害に強く収益性に優れた品種開発に取り組むこと。

11. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。

また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。

(2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

12. C S F（豚熱）対策の充実強化等

(1) C S Fの終息に向け、農場における飼養衛生管理の強化、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なC S F対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

13. 高病原性鳥インフルエンザ対策の充実強化等

(1) 養鶏業者に対して十分な経営支援を行うとともに、養鶏業者が講じる感染予防対策について十分な支援を行うこと。

(2) 風評被害の払しょくや食の安全性の啓発等に積極的に取り組むこと。

14. 農地所有適格法人への参入要件緩和など農業分野の規制改革に当たっては、農業関係者等の意見を広く聞くとともに、地域の実情を十分に把握したうえで進めること。

15. 主要農作物種子については、これまでの体制を生かした優良種子の生産・普及を引き続き可能とするとともに、種子が国外に流出することがないように万全の対策を講じること。

16. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。

また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に

運用するとともに、手続きを簡素化すること。

17. 新型コロナウイルス感染症対策関係

(1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充するとともに、地域を支える農業者の経営継続に万全の対策を講じること。

また、都市自治体が独自に実施する生産者支援に対し、財政支援を行うこと。

(2) 米価への影響が著しいことから、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）を早期に支払うなど生産者の経営維持に向けた支援策を講じること。

(3) 畜産農家が安心して生産活動を続けられるよう肉用牛肥育経営安定交付金事業（牛マルキン）を活用するなど十分な経営支援を講じること。

林業に関する提言

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的で健全な発展のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、万全の措置を講じること。
2. 林業の担い手の確保・育成及び労働安全対策等を推進するとともに、都市自治体や林業経営体の取組に対する支援を充実すること。
また、経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。
3. 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。
また、造林作業の省力化・低コスト化に係る支援措置を拡充すること。
4. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。
また、多様化する木材需要に対応するため、流通販路の拡大に資する施策を推進すること。
5. 森林の保全や災害防止に当たっては、荒廃山地の復旧整備や予防治山対策、海岸防災林の整備など、総合的な治山事業を効率的かつ効果的に実施するとともに、財政措置を拡充すること。
6. 森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充すること。
7. 木質バイオマスエネルギーの普及拡大に係る財政措置を拡充すること。

8. 病虫害等防除に係る対策を推進するとともに、財政措置を拡充すること。
9. 花粉の少ない森林に転換するため、花粉発生源対策を推進すること。
10. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を継続すること。
11. 原油価格高騰により、林業者等の事業継続に支障が生じることのないよう、十分な財政支援を行うこと。
12. 新型コロナウイルス感染症対策関係
新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者等の資金繰りに支障が生じることがないよう、万全の措置を講じること。

水産業に関する提言

水産業の成長産業化と水産資源の保全・管理を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 水産政策の着実な推進

- (1) 新たな水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推進すること。
- (2) 水産資源管理に伴い厳しい経営を強いられている漁業者に十分な支援策を講じること。
- (3) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。
- (4) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (5) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。

2. 活力ある漁業・漁村づくりの推進

- (1) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、水産基盤整備等に必要な財政措置を講じること。
- (2) 急激な燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への漁業経営セーフティネットの拡充等、経営安定化対策を継続・強化すること。

3. 高度衛生管理への対応及び長寿命化・防災減災事業を推進するため、水産基盤整備等への財政措置を拡充すること。

4. 食の安全・安心を守るため、海外からの水産物感染症等の侵入を水際で防

止する防疫対策をより一層徹底すること。

5. 離島地域における漁場の生産力の向上を図るため、離島漁業再生支援等交付金を拡充すること。

6. 大規模自然災害の被災地における水産物供給機能を早期に回復するため、被災した漁港施設、共同利用施設などの復旧・復興対策に十分な財政措置を講じること。

7. 新型コロナウイルス感染症対策関係

外食の需要減退による市場取扱量や魚価の低迷に伴い、漁業経営は厳しい状況が続いていることから、経営支援に万全の措置を講じること。

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 「地域未来投資促進法」に即し、地域経済牽引事業を実施する事業者及び企業立地促進に向けた取組を行う都市自治体に対する支援の充実を図ること。
 - (2) デジタル・トランスフォーメーションなど生産性向上に向けた取組や事業の転換を行う事業者に対する支援の充実を図ること。
 - (3) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等が経営基盤強化のため行う設備投資等に係る財政支援を拡充すること。
 - (4) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (5) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (6) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
 - (7) 商店街の活性化に向け、アーケード等の共同施設の適正な管理及び商店街における起業等に対する支援を充実すること。

また、商店街の自立的な活動を促進するため、買い物弱者対策など必要な支援を講じること。
3. 競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正す

ること。

4. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、推進事業における人件費に係る時限措置を廃止すること。

5. 都市自治体に取り組む食品ロス削減推進計画の策定や周知啓発経費に対して、十分な財源を確保すること。

6. 新型コロナウイルス感染症対策関係

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

特に、給付金の支給等に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、必要な事業者に迅速かつ十分に行き渡るよう実効性のある制度設計にするとともに、各種支援策に関するサポート体制や広報等を強化するほか、以下の措置を講じること。

(1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、地域や業種を限定しない事業規模に応じた給付金を迅速かつ長期的に実施するなど、万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うこと。

(2) 民間金融機関における実質無利子・無担保融資の再度の実施、政府系金融機関による貸付の融資枠の拡大や実質無利子・無担保融資の期限の延長など、更なる資金繰り支援を強化すること。

また、償還期間の延長、速やかな資金提供の実施などについて引き続き金融機関に要請を行うこと。

(3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

また、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について柔軟な対応を行うよう積極的な働きかけを引き続き行うこと。

(4) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資、業態の転換等を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。

(5) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転や

サテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。

(6) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。

(7) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置等を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、財政措置を講じること。

(8) 疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において事業者支援等を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額を図るなど、十分な地方財源を確保すること。

エネルギー施策に関する提言

エネルギー施策の推進を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

なお、施策の立案や見直し等に当たっては、都市自治体の意見を反映するとともに、国民の理解や合意を得るよう十分に留意されたい。

1. エネルギーの安定供給の確保等

(1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

(2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

2. 電源立地対策の推進

(1) 電源立地地域対策交付金の対象施設に洋上風力発電施設等を加えること。

(2) 電源立地地域対策交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分を法律に基づく恒久的な制度にするとともに、交付限度額の算定に係る減額措置の廃止、最低保証額の引上げなど、交付条件の改善や事務手続の簡素化を図ること。

(3) 原子力災害対策重点区域内のすべての地域を原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金の交付対象とすること。

3. 亜炭鉱廃坑の範囲等を特定する調査やハザードマップの作成、陥没防止工事など、亜炭鉱廃坑対策の推進に係る財政措置を継続して講じること。

また、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、専門家の派遣や先進事例の情報提供など、技術的支援を行うこと。

脱炭素社会の実現に関する提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められる仕組みを構築すること。

また、改正地球温暖化対策推進法の施行に当たっては、地方公共団体実行計画の策定・改定や地域脱炭素化促進事業等に取り組む都市自治体が円滑に進めることができるよう、必要に応じて、国の地方支分部局や都道府県による支援を確実に実施すること。

(3) 「地域脱炭素ロードマップ」で示された脱炭素先行地域や脱炭素の基盤となる重点対策に取り組む地域はもとより、省エネルギーの更なる推進や再生可能エネルギーの導入・拡大など、地域の特性や実情に応じた脱炭素地域づくりに取り組むすべての都市自治体を多年度にわたり安定的に支援する自由度が高い総合的な交付金を創設すること。

なお、その制度設計に当たっては、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。

(4) 庁舎等への太陽光発電設備の設置や電動車の導入など、都市自治体が自ら実施する脱炭素化の取組について、十分な財政措置を講じること。

(5) 地域における脱炭素社会の実現に向け、都市自治体の意見を十分に踏まえ、具体的な施策や制度を早期に提示すること。

また、その実効性を確保するため、PDCAサイクルを構築し、関係主体の意見を十分に聴取・反映しつつ、継続的に充実・改善を図ること。

(6) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (7) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (8) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。
- (9) 電力・ガスの小売全面自由化に伴い把握が困難になった市域内の電力・ガスの使用に関するデータを小売事業者ごとに公表するなど、都市自治体が域内の温室効果ガス排出量をより精緻に推計するために必要な情報を速やかに把握し、容易に分析できる仕組みを構築すること。
- (10) 国民や事業者等の自主的な脱炭素化の取組が促進されるよう、経済的なインセンティブを強化し、継続すること。
- (11) 国が強力なイニシアティブを発揮し、洋上風力発電の次世代技術開発や水素の利用、電動車関連技術の強化、カーボンリサイクル技術の確立など、脱炭素化に向けたイノベーションの創出と社会実装を推進すること。
また、強靱な国内サプライチェーンの構築に向けて支援を強化すること。
- (12) 住宅・建築物の脱炭素化に当たっては、地域的制約にも対応した技術開発に係る支援をはじめ、温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材の積極的な活用、地域の中小工務店等の施工技術向上や人材育成、国費による十分な財政支援など、必要な措置を講じること。
- (13) 電動車の普及を促進するため、充電インフラや水素ステーションの整備等に係る財政措置を拡充すること。
また、燃料電池自動車（FCV）や水素ステーションに係る更なる規制改革を推進すること。
- (14) バイオディーゼル燃料の利用を促進するため、支援措置を講じること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産

業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。

- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法整備を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度などを早急に構築し、実施すること。

3. 系統制約の克服に向けた施策の推進

- (1) 国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。
また、「日本版コネクト&マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。
- (2) 一部事務組合が設置したごみ焼却施設で発生した余剰電力について、当該一部事務組合を構成する市町村の公共施設で活用できるよう自己託送制度を見直すこと。

4. 地域循環共生圏の創造に当たっては、都市自治体等のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、関係府省庁が連携し、具体的な施策や制度を構築すること。

また、地域循環共生圏について広く国民に周知するとともに、都市自治体が各地域で多様な取組ができるよう支援措置を講じること。

廃棄物・リサイクル対策の推進に関する提言

廃棄物・リサイクル対策を推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

- (1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。
また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。
- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。
- (3) 都市自治体の多様な取組を尊重するため、市町村によるプラスチック資源の分別回収の実施等を循環型社会形成推進交付金の要件とする見直しは行わないこと。
- (4) 盛土や建設残土等の土砂に産業廃棄物等が混入している場合の規制等について、法的に明確化すること。
- (5) 一般廃棄物処理事業債については、償還期間を更に延長すること。

2. 循環型社会の形成推進

- (1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。
その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。
- (2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。
- (3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

- (1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に当たっては、住民や現場に混乱を招くことのないよう迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。
- (2) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できるようリサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。
- (3) プラスチック製容器包装はもとより、それ以外のプラスチックの回収・リサイクルを含め市町村の負担を軽減すること。
- (4) 全市町村に一律の対応を求める制度ではなく、各市町村が自ら主体的に処理方法を選択できるようにすること。
また、熱回収については、地域における処理施設の状況、分別回収や中間処理等に係る費用、熱回収により新たに創出される価値、環境への配慮等を総合的・合理的に判断して選択している市町村のこれまでの取組を評価・尊重し、確立された資源循環の手法として認めること。
- (5) リサイクルの質と量を向上させるため、闇雲に資源回収量を増やすのではなく、高度なリサイクルが可能なプラスチック資源を効率的に回収する仕組みを構築すること。
- (6) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- (7) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。
- (8) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。
- (9) 市町村の分別努力に応じたインセンティブ等の仕組みを検討する際には、市町村の多様な取組を尊重すること。

また、熱回収などを前提に施設更新等に取り組む市町村への財政措置に

影響を及ぼさないよう配慮すること。

4. 家電リサイクル制度の適切な見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。
- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用等については、国費による財政支援制度を創設するなど、広く関係者が負担を分かち合う仕組みとすること。
- (3) 義務外品の処理について、今後の購買行動の多様化に見合った、小売業者の引取義務が徹底して果たされる仕組みを構築すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、電子レンジ、マッサージチェア、オイルヒーター、冷媒ガスを使用した除湿器など市町村での再商品化等が困難な製品を対象品目とすること。

5. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し

- (1) 拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任を強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。
- (2) 容器包装廃棄物の減量と環境負荷の低減を進めるため、発生抑制・再利用に資する取組を推進すること。
- (3) 廃プラスチック類の再商品化対象範囲を拡大すること。
- (4) 再商品化手法については、都市自治体が柔軟に選択できるよう制度を見直すこと。

6. 食品リサイクル制度における食品循環資源の再生利用を促進すること。

7. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を講じること。

また、諸外国による海洋不法投棄を防止するため、関係諸国間において、不法投棄防止対策及び適正な処理方法に関する連携・協力を強化すること。

8. リチウムイオン電池等処理困難物については、製造・販売事業者による自主回収の拡大や、製品廃棄に係る注意喚起の明示を義務付けるなど、適正処理を推進するための環境を整備すること。
9. 焼却灰等のリサイクル処理費用については、十分な財政措置を講じること。
また、溶融スラグについては、更なる利用促進に向け、必要な措置を講じること。
10. 安定した古紙リサイクルシステムを維持するため、回収費用に係る財政措置など必要な支援策を講じること。
11. PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物については、処理期間内で確実に処理を完了できるよう処理体制を充実するとともに、財政措置を講じること。
12. 産業廃棄物処理施設の設置については、地域住民への事前説明や地元自治体の同意を条件とするよう制度を改正すること。
13. 金属スクラップ等の有価物の不適切な保管により、生活環境の保全上の支障や環境影響の懸念等が生じていることから、適正な保管・処分が徹底されるよう法的規制を含めた必要な措置を講じること。
14. 災害廃棄物処理対策の推進
 - （1）災害等廃棄物処理事業については、平時における事前対策についても補助対象とするなど十分な財政措置を講じること。
 - （2）仮置場の整備及び復旧に係る費用については、十分な財政措置を講じること。
15. 東日本大震災関係
災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。

生活環境等の保全・整備に関する提言

地域社会における安全で快適な生活環境づくりを推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 浄化槽、コミュニティ・プラントの整備等に係る支援
 - (1) 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。
 - (2) コミュニティ・プラントの基幹的設備改良に係る財政措置を講じること。
2. PM2.5（微小粒子状物質）については、現象解明の精緻化や越境汚染対策の継続・強化など、総合的かつ広域的な対策を講じること。
3. 石綿（アスベスト）による健康被害対策を推進するため、石綿関連所見を有する者への検診の実施など、恒久的な健康管理制度を構築すること。
4. 水質浄化や湖辺環境の保全など、湖沼の水環境保全に係る施策を推進すること。
5. 生態系等に係る被害を防止するため、国が実施主体となり、特定外来生物の防除等を強化すること。
6. 国立公園の特別地域において、景観や通行の支障となる雑木を適期に伐採できるよう木竹の伐採に係る許可基準の緩和など、必要な措置を講じること。
7. 地熱発電の開発に係る温泉の掘削等が温泉資源の持続可能な利用に影響を及ぼすおそれがあることから、地熱発電と温泉利用が共生できるよう温泉資源の保護に係る法改正を含めた必要な措置を講じること。